

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(オンライン電子納品)

第7条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第8条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第9条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第10条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 別紙「R 8 徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲2 埋立基本設計業務」による。

R 8 徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲 2
埋立基本設計業務 仕様書

第1条 目的

本業務は、埋立対象の沖洲(外)地区北水域、沖洲(外)地区南水域において予定される埋立土について、埋立土の搬出入方法や安定処理工法、陸上撒き出し断面等の埋立・用地造成の基本設計を行い、埋立全体について、施工フロー及び工程表を作成するものである。

第2条 業務内容

2.1 設計計画・資料整理解析

(1) 設計計画

業務の目的・趣旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

(2) 資料収集・整理

地形、地質条件、周辺施設構造・既存埋立地等の資料を収集し、整理するとともに、連絡道路位置における埋立工事を想定した設計荷重・造成高・残留沈下量等から設定できる施工条件について整理・設定する。

2.2 埋立用地造成基本設計

(1) 埋立土搬出入方法の検討

目標竣工年を条件に、以下の計画・設計を行う。

- ① 埋立土陸路搬出計画（土取場）
- ② 埋立土海路搬出計画（土取場）
- ③ 埋立土陸路・海路搬入計画（埋立対象地区）
- ④ 埋立土搬出入計画（総合計画）（土取場～埋立対象地区）
- ⑤ 動態観測計画

埋立開始時からの沈下板の設置位置や既設構造物護岸の観測位置等の動態観測計画を立案する。

⑥ 余水吐の設計

埋立土砂や浚渫土砂投入に伴い、埋立地の内水を外域に流出するための余水吐配置計画や規模を設定し、構造計算により部材仕様を決定する。

(2) 埋立土安定処理工法の検討

別途実施する埋立設計業務の検討結果を踏まえ、「④埋立土搬出入計画(総合計画)（土取場～埋立対象地区）」にもとづく、埋土撒き出し時の盛土の安定を照査し、撒き出し形状を決定する。

(3) 周辺地への影響抑制対策

埋立工事に伴う周辺地への影響項目について対策工法を3案程度抽出し概略比較により推奨案を選定する。

(4) 用地造成基本設計

別途実施する埋立設計業務の結果をもとに、埋立工事に必要となる工事用道路、表面排水処理溝、仮囲い、侵入防止柵、門扉、タイヤ洗浄施設の配置計画を行う。

2.3. 全体施工計画

(1) 施工条件の設定

作業時間、作業休止日、準備・後片付け期間、資機材等の制約、産業廃棄物の有無、日当り施工量算定の準拠基準を整理・設定する。

(2) 工事計画の作成

主要工事の工種別数量、使用する主な施工機械、施工順序及び施工方法を検討する。併せて、安全対策としての留意事項についても整理するものとする。

(3) 工事工程計画の作成

作業可能日数からみた稼働率及び主要工種の標準作業量を設定し、各工種の日当り施工量を算定する。工事数量及び日当り施工量から各工事の所要日数を算定し、施工条件や各工事の所要日数等をもとに工事工程計画を作成する。

2.4 取りまとめ

(1) 照査

業務の区切りごとに照査技術者による照査を行い、照査報告書としてとりまとめる。

(2) 報告書作成

設計結果について、設計業務成果概要書、設計計算書、数量計算書、設計図面等を業務成果としてとりまとめ、成果報告書を作成する。

成果品の提出は、下記のとおりとする。

- ・ 報告書(紙媒体：A4 チューブファイル綴じ) 2部
- ・ 電子成果品(CD-ROM) 2部(正副各1部)

2.5 打合せ協議

(1) 打合せ

打合せ協議は、業務着手時1回、中間打合せ3回、成果物納入時1回の計5回を基本とし、必要に応じて随時実施する。